

2010年5月25日

各 位

会 社 名 富士電機ホールディングス株式会社  
 代 表 者 取締役社長 北澤 通宏  
 (コード番号6504 東証・大証・名証第一部、福証)  
 問合せ先 経営企画室長 日下 高  
 TEL. 03-5435-7213

## 会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針の改定（第3回）のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に規定する体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針の改定を決議しましたので、お知らせします。

### 1. 改定の趣旨

当社グループは、「2009-2011年度 中期経営計画」に基づき「エネルギー・環境」の領域で最適ソリューションを提供するグローバル企業集団への変革の早期実現を目指しており、これに向けたグループ経営体制として、当社にグループコーポレート機能と「エネルギー・環境」に関する事業機能を集約いたします。

この体制見直し等に伴い、当社グループのコーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みの一部を改定しました。

### 2. 改定後の内部統制システムの整備に関する基本方針（全文）（ゴシック下線部は改訂箇所）

#### 1. 目 的

富士電機グループは、地球社会の良き企業市民として、地域・顧客・パートナー等、当社のステークホルダーとの信頼関係を深めながら、先進的な環境配慮や時代をリードする技術革新等に取り組み、社会的有用性のある製品・事業の提供によって顧客満足の提供、社会への貢献を行い、それらを通じて、グループ企業価値の最大化を追求し、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針とする。

この経営の基本方針を具現化するため、当社は富士電機グループの持株会社として、グループ全体にわたる業務の適正を確保するための体制の整備を図る。

#### 2. 当社および富士電機グループの業務の適正を確保するための体制

##### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 富士電機グループは、「2009-2011年度 中期経営計画」で表明した「エネルギー・環境」の領域で最適ソリューションを提供するグローバル企業集団への変革の早期実現に向け、当社にグループコーポレート機能と「エネルギー・環境」事業に係る機能を集約するなかで、次のとおりコーポレート・ガバナンスの強化を図る。

—経営責任の明確化と、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、グループ会社の取締役の任期を選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会までとする。

—当社は、グループ経営に対する監督機能の強化、およびグループの重要な業務執行に係る経営判断の妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を積極的に招聘する。

—当社の事業会社に対する監査の実効性を確保するため、当社の常勤監査役を中核事業会社の監査役に選任する。

- ② 当社およびグループ各社の経営者は、社員に対し、富士電機グループ共通の経営理念、および全役職員の行動規範である「富士電機グループ企業行動憲章」の精神を繰り返し説き、その徹底を図る。
- ③ 「富士電機グループコンプライアンス規程」および「富士電機グループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。
  - －当社の管理担当役員が委員長を務める「富士電機グループ遵法推進委員会」にて、富士電機グループを取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
  - －規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において役割、責任を明確とした「富士電機グループ・コンプライアンス・プログラム」を制定し、年間計画に基づき実施する。
  - －グループ会社の全常勤役員は「関係会社取締役コンプライアンス研修」または「監査役法務研修」に参加する。
  - －通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、グループ各社の使用人から持株会社である当社の社長への通報を容易にする「企業倫理ヘルプライン」により、法令、定款、グループまたは社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。
  - －上記体制の確立および推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- ④ 当社および各中核事業会社に設置した各社の社長直轄の内部監査部門が、所管の子会社を含めた内部監査を実施する。またグループ全体の内部監査の実効性を確保するため、当社および各中核事業会社の内部監査部門から構成される「グループ監査審議会」ならびに主要グループ各社の内部監査部門から構成される「富士電機グループ内部監査部会」にて、各々の活動内容の共有化等を図る。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

富士電機グループの重要な業務執行に係る記録等をグループ各社において確実に保存、管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証するため「富士電機グループ文書管理規程」を制定する。当該規程において、当該記録等の保存および保管に係る責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては当社の監査役と事前に協議する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 富士電機グループの事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため「富士電機グループリスク管理規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は自らが担当する事業部門（所管の子会社を含む）において適切なリスク管理体制を整備する。また、グループ横断的な特定のリスクについては、リスク毎に当社の担当部署を定め、グループ全体としてリスク管理体制を整備する。
- ② 当社の内部監査部門は、各中核事業会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を当社の社長に報告する。
- ③ 「富士電機グループ緊急時対応要領」に基づき、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制および対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会決議に基づく取締役の業務執行担当、取締役会規則および「富士電機グループ運営規程」により、グループ内の業務執行に係る意思決定に関する権限と責任を明確にする。
- ② 当社社長の諮問機関として、当社の常勤取締役、各中核事業会社の社長等から構成される常設機関「グループ経営会議」にて、グループ経営に関する重要事項の審議、報告を行う。当社の代表取締役は、グループ経営会議における審議または報告の概要を、当社の取締役会に報告する。
- ③ 各年度および中期のグループ全体の経営計画を策定し、グループ内における共有化を図るとともに、毎月、グループ経営会議および当社の取締役会にて事業部門毎に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

**(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に定める当社および富士電機グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士電機グループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

**(6) 当社および富士電機グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 「富士電機グループ運営規程」に基づき、グループ各社が担うべき役割を明確にし、グループとして最適運営を図る。
- ② 当社は富士電機グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、上記の各項目のとおり、富士電機グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備を図る。  
また、当社は、グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、その職務執行において必要に応じて内部監査部門または経営企画部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は当該補助業務を取締役の指揮命令から独立して行う。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項**

監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため「取締役および使用人の監査役に対する報告等に関する規程」を制定する。当該規程において、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、取締役の職務の執行に係る情報収集を可能とする具体的手段を定める。

**(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は積極的に社外監査役を招聘するとともに、上記(1)のとおり、当社の常勤監査役を中核事業会社の監査役に選任し、持株会社である当社の監査の実効性の確保を図る。
- ② 当社および中核事業会社の監査役から構成される「富士電機グループ監査役会」、ならびにグループ内の会社法上の大会社の監査役から構成される「富士電機グループ監査役協議会」において、監査に係るグループ共通方針の共有化等を図るとともに、当社および中核事業会社の監査役、内部監査部門および会計監査人から構成される「監査連絡会」において、各監査機能の連携強化を図り、グループ全体の監査の実効性の確保を図る。

以 上

(制定) 2006 年 5 月 16 日

(改定) 2007 年 4 月 26 日  
2008 年 3 月 27 日  
2010 年 5 月 25 日